

21. 休日・平日準夜診療

休診日における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施している。また、平成19年12月から小児初期救急医療対策として、平日準夜間小児初期救急診療事業（豊島こども平日準夜間救急クリニック）を実施している。

[1] 休日診療

内科及び小児科は、休日（日曜日・祝日及び年末年始）に固定の診療施設において、豊島区休日・準夜診療事業実施要綱に基づき豊島区医師会に委託して実施している。また年末年始においては輪番制診療所による診療事業も実施した。

歯科については、豊島区休日歯科応急診療事業実施要綱に基づき豊島区歯科医師会に委託して実施している。

平成23年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
内科	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋休日診療所 (東池袋1-20-9 池袋保健所内)	(3982)0198	・休日 昭和55年4月1日 ・休日準夜 昭和53年10月15日 ・土曜日準夜 平成3年4月6日
	午後5時～ 午後10時	土曜日			
小児科	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区长崎休日診療所 (長崎2-27-18)	(3959)3385	昭和58年6月5日
歯科	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋歯科 休日応急診療所 (東池袋1-20-9 池袋保健所6階 あぜりあ歯科診療所内)	(5985)5577	昭和54年7月1日

(注1) 準夜とは、午後5時～午後10時をいう。

(注2) 豊島区长崎休日診療所は、平成3年6月2日に長崎保健所（長崎3-6-24）内から移転。

(注3) 豊島区池袋休日診療所は、平成11年1月15日に豊島区池袋休日診療所（西池袋3-22-16）及び豊島区雑司が谷休日診療所（雑司が谷3-1-7）を統合し、移転開設。

(注4) 豊島区池袋歯科休日応急診療所は、平成11年1月15日に豊島区歯科休日応急診療所から名称変更し、豊島区歯科医師会館（南大塚2-37-1）内より移転。

(注5) 豊島区长崎歯科休日応急診療所（長崎2-27-18、平成3年6月2日開始）は平成13年3月31日をもって廃止。

(注6) 豊島区巣鴨休日診療所（巣鴨4-22-17、昭和56年6月7日開始）は平成17年3月31日をもって休止。

[2] 平日準夜間小児初期救急診療

平成19年12月から、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業実施要綱に基づき、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業を開始した。都立大塚病院、豊島区医師会と協定して実施している。

平成23年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
小児科	午後8時～ 午後11時	月曜～金曜 (祝日及び 12月29日 ～ 1月4日 を除く)	豊島こども平日準夜間 救急クリニック 都立大塚病院内 (南大塚2-8-1 1階救急外来診療室)	(3941)3211	平成19年12月3日

[3] 休日調剤

休日（日曜日・祝日及び年末年始）に、処方箋による調剤業務を豊島区休日調剤事業実施要綱に基づき豊島区薬剤師会へ委託し、休日調剤業務を実施している。

平成23年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関・地区名	電 話	開始時期
調剤	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	池袋あうる薬局 (東池袋1-20-9 池袋保健所内)	(3984)7540	平成18年12月1日
	午後5時～ 午後10時	土曜日			
	午前9時～ 午後5時30分	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	長崎地区（輪番制）		
	午前9時～ 午後5時30分	年末年始	巣鴨地区（輪番制）		

[4] 利用状況

(1) 休日診療（内科・小児科）実績

区分 年度	休 日 昼 間							休日準夜		土曜日準夜	
	診 療 所				在宅当番医		休日 昼間 合計 (人)	準 夜 数 (日)	池袋 休日 診療所 (人)	準 夜 数 (日)	池袋 休日 診療所 (人)
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)	長 崎 (人)	合 計 (人)	診 療 日 数 (日)	受 診 者 数 (人)					
18年度	72	1,396	921	2,317	7	250	2,567	72	424	49	263
19年度	73	1,728	1,055	2,783	6	117	2,900	73	495	49	273
20年度	72	1,810	1,078	2,888	5	53	2,941	72	562	50	327
21年度	73	2,484	1,659	4,143	4	60	4,203	73	1,037	51	495
22年度	72	2,351	1,370	3,721	4	65	3,786	72	889	51	522

(注) 平成17年度から巣鴨休日診療所を休止し、年末年始について在宅当番医方式による診療を実施。

(2) 平日準夜間小児初期救急診療実績

区分 年度	平 日 準 夜			合 計 (人)
	実施 日数 (日)	0～6歳 (人)	7～15歳 (人)	
19年度	46	133	26	159
20年度	243	646	173	819
21年度	241	751	255	1,006
22年度	242	728	194	922

(注) 平成19年度は、12月～3月の月・水・金曜日の実績。

(3) 休日診療（歯科）実績 (4) 休日調剤実績

区分 年度	休日昼間	
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)
18年度	72	459
19年度	73	543
20年度	72	508
21年度	73	540
22年度	72	472

区分 年度	休 日 昼 間				休日 準夜	土曜 準夜	準 夜
	休 日 数 (日)	内 科 系 (人)	歯 科 系 (人)	合 計 (人)	内 科 系 (人)	合 計 (人)	
18年度	72	1,496	76	1,572	220	166	386
19年度	73	2,432	297	2,729	618	244	862
20年度	72	2,582	247	2,829	718	313	1,031
21年度	73	3,380	293	3,673	1,203	469	1,672
22年度	72	3,105	219	3,324	995	497	1,492

[5] 東京都保健医療情報センターにおける夜間休日連絡通報受理業務

区民等からの緊急な通報に対応できるように、東京都保健医療情報センターに連絡通報受理業務を委託している。

なお、保健所の業務時間外である夜間・休日においては、「東京都医療機関案内サービスひまわり」としてホームページ及び電話にて24時間案内している。

連絡通報受理業務対象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症関係 ・ 精神保健関係 ・ 食中毒関係 ・ こう傷事故等動物関係 ・ 予防接種による副反応関係 ・ 光化学スモッグ関係 ・ 飲料水汚染事故関係 ・ 苦情関係 ・ その他異例事項